

小清水町農業体験女性（青年）受入事業実施要綱

1. 主旨

小清水町の農業に関心のある女性（男性）を広く受け入れ、農家での生活体験や地元の農業青年（女性）との交流を行いながら、農業の魅力や役割などの理解を深め、本町農業後継者対策の推進を図る。

2. 主催

小清水町農業後継者対策協議会

事務局：小清水町農業委員会

〒099-3698 北海道斜里郡小清水町字小清水 217 番地の 1

TEL 0152-62-4478 FAX 0152-62-4198

3. 募集方法

道内外の関係機関団体などの連携による周知及びインターネットその他の募集方法による。

小清水町ホームページ <http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/>

4. 受入農家

受入農家は、本事業の主旨及び体験女性（男性）に対して理解があり、受入可能な環境にある農家とする。

5. 受入の条件

受入にあたっては、次の条件を基本とする。

- ①期間 1週間以上～2週間以内 ※体験状況により期間延長可
- ②休日 週休1日
- ③作業服等 作業衣、作業靴などは、協議会及び受入農家が貸与する。
- ④保険 農業体験者は、協議会負担による障害共済保険に加入し、就業時における傷害等に対し適用する。なお、一般的な疾病については、自己負担とする。

6. 宿泊施設

町内有料宿泊施設、町内公共宿泊施設（21交流館）若しくは受入農家とし、体験者の希望とする。

7. 日当

農業体験者に対し、1日あたり2,000円の労働賃金を支払う。

8. 旅費

協議会は、往復旅費の実費半額を負担する。

9. 滞在費用

①食費

- ・有料宿泊施設及び公共宿泊施設にかかる食費は、朝夕は自己負担、昼食は受入農家が負担する。
- ・受入農家宿泊にかかる食費は、全て受入農家が負担する。

②宿泊費

- ・有料宿泊施設の宿泊は、1泊につき3,000円を限度として負担する。
- ・公共宿泊施設及び受入農家宿泊ともに無料とする。

10. 応募資格

健康で農業に理解がある年齢20歳以上40歳までの独身者とし、本事業の主旨を認識され農業青年（女性）と交流できる人とする。

11. 応募方法

市販の履歴書に、上半身の写真を添付するとともに応募の動機など必要事項を記入のうえ事務局まで申し込むこと。

12. 応募期間

畑作：5月～11月

酪農：随時

13. その他

この要綱にない事項は、協議会、受入農家及び農業体験者の3者で協議する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月20日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。